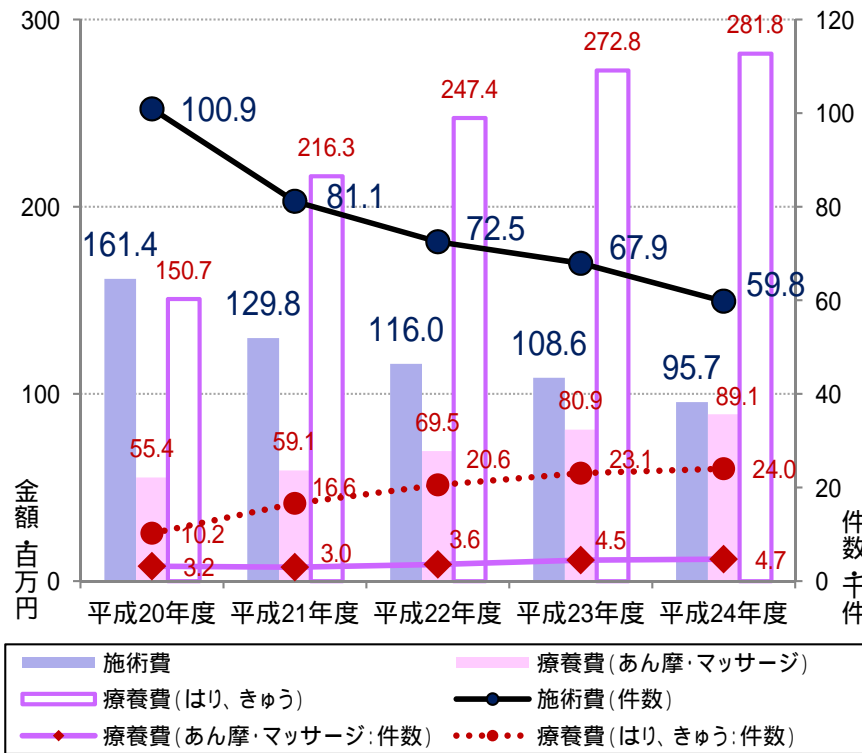


札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 これまでの検討概要 (1 / 4)

施術費の現状

後期高齢者医療制度開始により、利用は低下



平成19年度の支給件数142,644件、支給額228,230千円をピークに減少傾向にあり、平成24年度は同59,787件、95,659千円

療養費との比較では、**施術費がここ5年間減少傾向**にあるのに対し、療養費は「はり、きゅう」「あん摩・マッサージ」ともに**逡増傾向**

平成24年の施術費利用者数は、男性が655人、**女性が1,687人(全体の72.0%)**

支給対象になった施術で、最も多いのは「はり、きゅう併用」(全体の30.8%)、対象になった疾患で最も多いのが「腰痛症」(同29.4%)

平成24年度下半期の利用回数で、最も多いのが「1~10回」の755人(全体の44.3%)で、20回までの利用で全体の68.6%

施術団体ヒアリング

施術費は健康保持・増進といった予防が観点(療養費は「医療行為」)

施術団体 主な意見

- 後期高齢者医療制度開始により、利用が減少
- 市民の健康保持・増進が目的で、療養費とはリンクしない
- 施術費は、医療との併用など使い勝手のよい制度
- 利用者が施術費と療養費を選択できるメリットは大きい
- 視覚障がい者の職域を守るといった側面あり
- 医師の証明が困難といった問題あり
- 認知度が低く、市民に浸透していない

参考：事務局の説明

- 当初の目的は、療養費の補完
- 療養費の範囲拡大、施術費利用者の減少など、状況が変化
- 財政状況から、事業費の拡大は困難
- 保険料が財源で、市税も投入しており、国保加入者や市民の理解が必要
- 視覚障がい者の職域を守ることが直接の目的ではない

他都市の動向

全体的動向

他の政令指定都市では、**19都市中12都市に同様の制度あり**

道内の市では、札幌市のほか、旭川市と岩見沢市のみ

回数は年数回から月10回以内まで、政令市によりばらつきあり

補助額は、**一回あたり千円前後の政令市が多い**

医師の同意を必要とするのは**札幌市のみ**

対象者数は、札幌市が政令市で最も多い(46万人)

分野別動向

利用者や施術、疾患などの対象はどうか

政令市では、「市民」対象が8市で、国保のほか、後期高齢者を対象としたものも4市あり
 年齢は、「(実質的な)制限なし」が4市、その他は65歳~75歳以上
 所得は、「制限なし」が9市
 施術の種類は、はりやきゅう、マッサージが中心で若干ばらつきあり
 対象の疾患は、指定なしや規定なしが8市
 療養費との併給を認めるのは1市のみ

利用動向はどうか

利用者数は、延べ人数の福岡市(65万人)、北九州市(42万人)を除くと、最も多いのが神戸市の1.2万人、最も少ないのがさいたま市の0.2万人

補助や財政負担の状況はどうか

平成24年度の決算額で最も多いのが、福岡市の2.9億円、最も少ないのがさいたま市の353万円(札幌市は9,566万円)
 事業全体の浜松市を除く

利用者アンケート結果

全体的動向

利用が多かった施術は、「はり」や「マッサージ」など

対象疾患は、「腰痛症」「頸腕症候群」など

利用したきっかけとしては、「治療だけでは効果少、不安」「施術所の評判がよい」など

利用者の**6割超**が病院などで治療

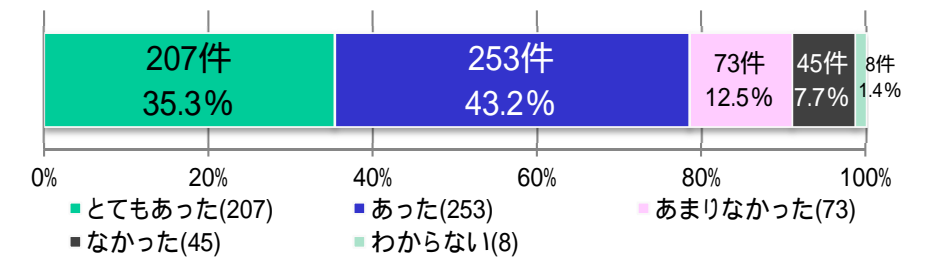
利用の期間は、4ヶ月以上が全体の約7割

一回あたりの時間は、「41分~1時間程度」が全体の過半数

分野別動向

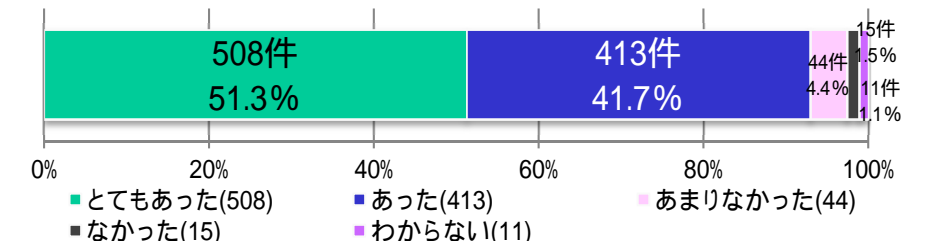
医療との併用効果はどうか

「とてもあった」と「あった」で全体の約7割
 理由としては、「症状自体の改善」が最も多い



施術自体の効果はどうか

「とてもあった」が過半数
 「あった」とあわせると、全体の9割超



利用者アンケート（続き）

全体的動向

利用の回数は、「46回以上」がもっとも多く全体の15.0%も、ばらつきあり

効果があったとする回答者ほど回数が多くなる傾向あり

利用した理由は、「（治療の）効果が低かったので」や「（治療と）併用すると効果が高いので」「健康づくりに効果があるので」などが上位

自己負担が増加した場合、「回数（頻度）を減らして受ける」が全体の62.4%の一方、減少した場合は「同じように受ける」が56.0%

一回あたりの施術時間は、評価で「よい」が全体の62.9%、要望では「ちょうどよい」が77.0%

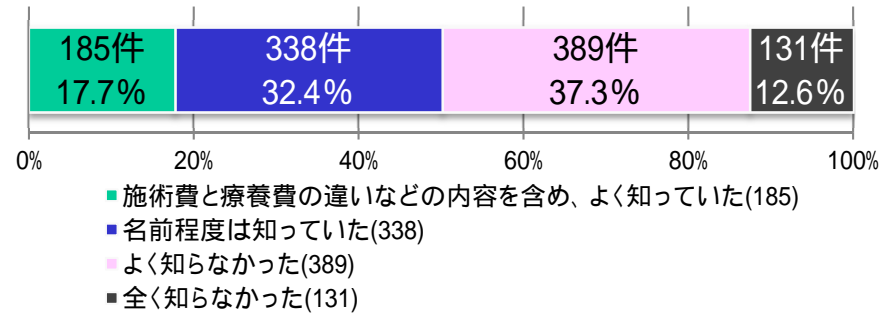
利用回数は、評価で「よい」が全体の55.8%、要望では「ちょうどよい」が62.9%

利用期間は、評価で「よい」が全体の47.9%、要望では「長くすべき」が57.2%

分野別動向

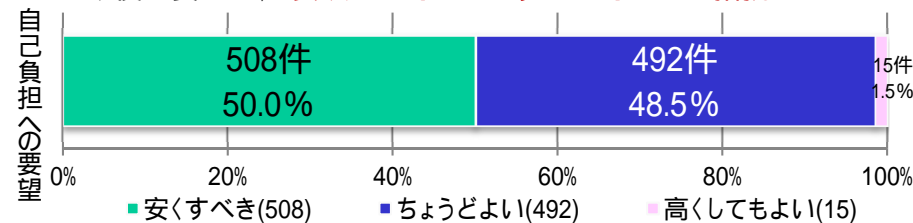
制度の認知状況はどうか

療養費との違いを含めて知っていたのは、全体の2割弱



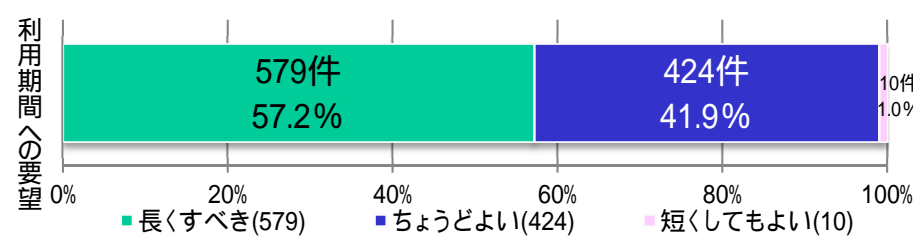
自己負担への評価・要望はどうか

現在の自己負担に対しては、「非常によい」と「よい」で全体の6割強
今後の要望は、「安くすべき」と「ちょうどよい」がほぼ拮抗



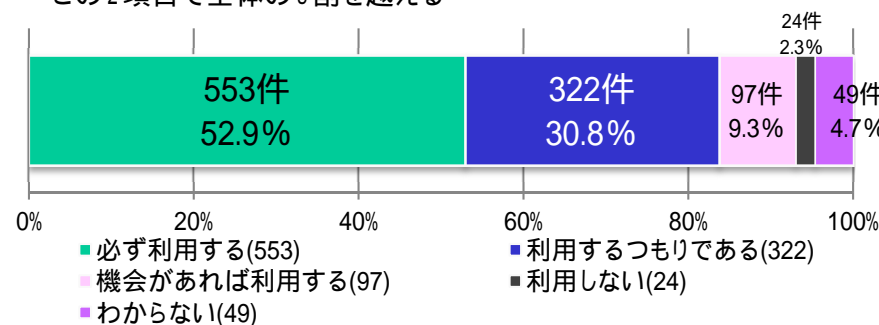
利用期間への評価・要望はどうか

現在の利用期間に対しては、「非常によい」と「よい」で全体の6割弱
今後の要望は、「長くすべき」が6割弱も「ちょうどよい」も4割強



今後の利用意向はどうか

今後の利用意向は、「必ず利用する」が全体の5割強、「利用するつもりである」が約3割
この2項目で全体の8割を超える



市民アンケート

全体的動向

健康保険の有無は、「国保」が全体の51.9%、「それ以外の健康保険」が44.6%

施術自体の利用の有無は、「過去利用」が全体の38.1%、「現在利用」が5.9%

施術費の認知状況は、「知らなかった」が全体の82.5%、「具体的内容まで知っていた」が2.6%、「名前程度」が14.8%

施術費の利用状況は、「利用したことがない」が全体の82.5%で、「過去利用したことがある」の5.1%と「現在利用している」の1.3%をあわせても全体の6.4%

分野別動向

現在の利用者負担は「適当」が38.3%

利用者の「負担過大」が15.2%、「過小」が11.8%、「全額自己負担とすべき」が10.5%
「わからない」が24.2%

現在の財政負担は「適当」が36.4%

札幌市の「財政負担過大」が18.1%、「過小」が9.0%、「負担すべきでない」が12.5%
「わからない」が24.1%

今後の利用意向は「機会があれば」が46.4%

「必ず利用」が9.0%、「利用するつもり」が11.2%、「利用しない」が14.8%
「わからない」が18.6%

利用の理由は「症状改善」や「負担軽減」が上位

「症状改善」が44.9%、「金銭的負担軽減」が27.5%、「健康づくり」が14.3%、「リフレッシュなど精神面に効果」が9.8%など（複数回答）
「必要がない」が13.2%、「療養費で充分」が10.3%あり

施術費制度の今後は「現状維持」が33.3%

「縮小・見直し」が18.9%、「拡大・充実」が13.8%、「廃止すべき」が11.6%
「わからない」が22.4%

今後の論点（案）

施術費制度の目的や必要性などの再確認が不可欠

施術団体ヒアリング、利用者・市民アンケート結果などをみると、現状認識にばらつきあり

再確認後の検討事項

- 例示
- 対象者の範囲（年齢、所得など）
 - 対象となる施術の種類・疾患
 - 利用の期間や回数
 - 補助額（単価）
 - 医師の同意など運用面
 - 市民の認知度向上 など

今後の方向性検討（現状維持、見直し、廃止など）

見直しなら、何をどう見直すのか

第5回検討会までの意見

今後の施術費制度について

廃止	縮小	その他	現状維持	拡充
<p>【制度に対する意見等】 制度目的が不明確 同意書など運用上の瑕疵あり 利用者が限定的で効果の立証が困難</p> <p>【廃止に関する意見等】 創設以来見直しなし(問題意識の欠如) 結論の先延ばしは避けるべきで、国保の広域化などの見直し前に結論を持つべき</p>	<p>【制度に対する意見等】 アンケート結果等から制度自体には肯定的 国保以外の加入者からすると、極めて不公平な制度 厳しい財政状況を考慮すべき 後期高齢者医療制度などとの連続性がない 国保広域化により、本制度は将来的に維持困難</p> <p>【縮小に関する意見等】 突然の廃止は混乱等勘案し回避 早急に廃止し、市民を対象とした制度に改めるべき(不公平な制度であることから)国保事業としては廃止を前提として早急に縮小し、一定期間中に存廃を検討、広く市民を対象にした制度にすべき</p>	<p>【制度に対する意見等】 施術費制度は、療養費の補完としてスタートしており、療養費制度の拡充により現在は事足りている 健康増進として実施するのであれば、財政状況等踏まえて議論すべき アンケート調査結果では「補助があれば利用したい」が多いが、利用している市民感覚からすれば当然であり、現状維持の根拠にはならない</p> <p>【現状維持に近い意見】 拡充(対象年齢など)と縮小(期間、回数など)の両面から見直しを図るべき 例示)拡大:年齢、縮小:期間・回数など</p> <p>【廃止・縮小に近い意見】 しばらくは現状維持、将来的には廃止(廃止に必要な周知期間中は現状維持し、国保広域化により廃止)</p>	<p>【制度に対する意見等】 市民アンケートでも「現状維持」が最も多かった 平成29年度に国保広域化が予定されており、札幌市の役割も変化</p> <p>【現状維持に関する意見】 平成28年度までは現状維持とし、利用者の減少や札幌市の厳しい財政状況などを勘案して改めて検証すべき 現在の施術費制度は課題も多いが、国保広域化前の制度変更は、市民への周知不足や混乱を来す恐れあり、それまでは現状維持とすべき</p>	<p>【制度に対する意見等】 利用者アンケート結果などから年齢が高いほど制度の必要性は高まる 他の政令市では後期高齢者も対象</p> <p>【拡充に関する意見】 利用者負担を減額して利用を促すべき 医師の発行に関して不公平が生じていることから、証明書は廃止すべき 再発の制限や延長の際の条件を緩和すべき 市民の認知度が低いことから、周知徹底を図るべき</p>
廃止時期 言及せず	段階的縮小 (2 名)		期間を限定 (平成28年度頃まで)	

施術費制度の目的について

国保加入者の健康増進を図る	医療や法定療養費を補完	その他	意見を述べない
<p>施術費制度の本来の目的も、今後の目的も、国保加入者の健康保持・増進である</p> <p>生活習慣病の予防法として「運動推奨」があるが、そのためには「運動できる身体」への改善が不可欠であり、施術費制度は必要</p>	<p>医師が治療上必要性を認め、症状の回復につながると判断した上で行う治療の一環であり、「補完」する目的が適当</p> <p>「補完する制度」として創設され、施術も「医療類似行為」と定められていることに加え、医師の同意書を必要としていることから、「健康増進」とするには解釈も含め妥当性に欠ける</p> <p>利用者アンケート結果などから、利用者も何らかの症状があって利用しているため、「補完」が適当</p> <p>医師の同意書を必要としている時点で「補完」</p> <p>「健康増進」と「療養費の補完」の両方を選択した委員あり</p>	<p>利用者が限定されていることから、加入者の大半を対象とした健康増進制度や各種制度の「補完」とは考えにくい(40歳以上の国保加入者には特定検診あり)</p> <p>一般会計からの繰り入れがあることから、国保加入者だけでなく、一般市民や後期高齢者などの健康増進を図る制度とすべき</p>	

札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 これまでの検討概要（4 / 4）

対象者の範囲：年齢や所得

見直しが必要

年齢や所得にかかわらず利用できる制度にすべき
希望者が多く見込まれる後期高齢者を対象に加えるべき
(年齢制限なしへ)
補助率を下げる前提で年齢制限を撤廃することは検討の余地あり
国保の加入状況や高齢化を踏まえて検討すべき
法定療養費を補完する制度であるなら、疾患を規定通りにして後期高齢者も含めるべき
後期高齢者支援金の拠出などを踏まえ、現行制度に後期高齢者を含めた制度にすべき
アンケート結果などから、対象年齢65歳以上、年間所得400万円未満としてはどうか
アンケート結果から、年間所得600万円未満の利用者が90.8%となっていることから、600万円未満としてはどうか

見直しは不要

限られた財源の中で多くの加入者が利用できる制度であるべき
60歳以上の利用が大半であることから、所得や年齢による制限の影響は小さく、そのための事務作業等を考慮すると、あまり有効とは思えない
現在の範囲は、国保加入者の「健康増進」を図る目的に適用している
(見直し時期の)平成28年度までは不要

意見を述べない

対象となる施術の種類や疾患

見直しが必要

施術の種類は細分化せず、鍼・灸、あん摩・マッサージ・指圧の2種類とすべき
傷病を対象とせずに、「健康増進」を目的として見直すべき
療養費の対象は除外すべき
事実上ない療術は除外すべき

見直しは不要

現状でも幅広い疾患に対応していることから、見直しは不要
(見直し時期と考えている)平成28年度までは不要

不明

医師や施術関係者など専門家による検討が必要

意見を述べない

利用の期間や回数

見直しが必要

限られた財源で多くの利用者に利用されるよう、回数の上限を下げるべき
多くの人に利用してもらうため、期間や回数を少なくすべき
他都市との比較から、平成25年予算額を上限として、6ヶ月(延長なし)12回以内とすべき
道内他都市と比較すると回数が多い
6ヶ月60回、延長6ヶ月60回とすべき
対象年齢を75歳以上など拡大するなら、多少の制限は必要

見直しは不要

市税投入を極力減らすため、年間回数を48回(週1回程度)までとするのが妥当
当面は現状のまま

意見を述べない

札幌市の補助額

見直しが必要

段階的縮小に向けて、補助額の減少、自己負担の増加が必要
同様に補助額が減少した場合は回数を減らす傾向にあると思われることから、札幌市の補助額を1,500円に減額するなど段階的に見直すべき
他の政令市を参考にし、補助額の引き下げも必要
現在の予算額を上限として、補助額を縮小、見直すべき(補助額1,000円程度)
年齢などの対象を広げた場合、補助額の見直しは必要

市民アンケート結果では負担軽減が期待されていることから、札幌市の補助額を2,000円程度に増額すべき

見直しは不要

意見を述べない

医師の同意

見直しが必要

同意書は医師、利用者双方にとって負担となっており、利便性を考える必要あり
医師間での調整など、利用者に不平等が生じないように運用すべき
「健康増進」が目的であるなら医師の同意は不要
札幌市を除く全ての政令市で医師の同意が不要となっていることから、不正などのチェック体制の確立を前提に廃止
国の方針が不明確であり、医師と施術団体との不調和もあることから見直しが必要(ただし、このこと自体の検討はあまり意味がない)

見直しは不要

医師の同意がなくなると、無制限な利用が増加する
医師の同意がなければ、国保の財政支出が増大して、結果的に市民負担も増加する
施術の質や現行の補助水準を維持するためには同意書は必要

意見を述べない

札幌市国保加入者の認知度向上

見直しが必要

市民の認知度がかなり低いことから、冊子の見直しやTVなど広報で広く周知する
国保加入者に限定した見直しは市民に混乱を生じかねないことから、一定の方針のもと速やかに市民に周知すべき
医療と施術費の併用が可能であることを広くPRすべき

見直しは不要

段階的縮小を前提とするなら不要
「国保のしおり」で充分(もうすこしわかりやすくする必要はあり)
施術費よりも生活習慣病対策などを周知すべき

意見を述べない

その他に見直しが必要な項目

1回あたりの費用:定額3,000円ではなく、治療時間などにより設定
再発の取扱条件:前回より1年以上経過、初回と同じ医師の証明などの見直し
証明書記載内容:初診年月日や発病年月日、期間、傷病名、施術などの見直し
施術費と自由診療の併用:療養費は保険外の施術を認めていることから、併用を認めるべき